

木城町告示第1号

令和8年第1回木城町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和8年2月27日

木城町長 半渡 英俊

1 期 日 令和8年3月6日（金）午前9時

2 場 所 木城町議会議場

○開会日に応招した議員

矢野 哲也君

荒川 浩君

久保富士子君

桑原 勝広君

中武 良雄君

後藤 和実君

甲斐 政治君

中竹 義一君

眞鍋 博君

○3月9日に応招した議員

同上

○3月17日に応招した議員

同上

○応招しなかった議員

令和8年 第1回(定例)木城町議会会議録(第1日)

令和8年3月6日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和8年3月6日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 1) 議長の諸般の報告
 - ①議長の会務報告
 - ②例月現金出納検査結果の報告
 - ③定期監査結果の報告
 - ④議員派遣の報告
 - 2) 町長の行政報告
 - ①町長の政務報告
- 日程第4 町長の施政方針説明
- 日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めるについて(令和7年度木城町一般会計補正予算 第9号)
- 日程第6 議案第2号 令和7年度木城町一般会計補正予算(第10号)
- 日程第7 議案第3号 令和7年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第8 議案第4号 令和7年度木城町介護保険特別会計補正予算(第5号)
- 日程第9 議案第5号 令和7年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)
- 日程第10 議案第6号 令和7年度木城町簡易水道事業会計補正予算(第4号)
- 日程第11 議案第7号 令和7年度木城町下水道事業会計補正予算(第4号)
- 日程第12 議案第8号 木城町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第13 議案第9号 木城町議会委員会条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第10号 木城町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第11号 木城町こども家庭センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第12号 木城町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第17 議案第13号 木城町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第14号 令和8年度木城町一般会計予算
- 日程第19 議案第15号 令和8年度木城町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第20 議案第16号 令和8年度木城町介護保険特別会計予算
- 日程第21 議案第17号 令和8年度木城町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第22 議案第18号 令和8年度木城町簡易水道事業会計予算
- 日程第23 議案第19号 令和8年度木城町下水道事業会計予算
- 日程第24 議案第20号 副町長の選任について
- 日程第25 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第26 予算審査特別委員会の設置及び委員の選任
- 日程第27 委員会付託の省略
- 日程第28 議案に対する質疑
- 日程第29 各常任委員会・特別委員会議案審査付託
- 日程第30 散会

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 1) 議長の諸般の報告
- ①議長の会務報告
- ②例月現金出納検査結果の報告
- ③定期監査結果の報告
- ④議員派遣の報告
- 2) 町長の行政報告
- ①町長の政務報告
- 日程第4 町長の施政方針説明
- 日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めるについて（令和7年度木城町一般会計補正予算 第9号）
- 日程第6 議案第2号 令和7年度木城町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第7 議案第3号 令和7年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第8 議案第4号 令和7年度木城町介護保険特別会計補正予算（第5号）

- 日程第9 議案第5号 令和7年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第6号 令和7年度木城町簡易水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第7号 令和7年度木城町下水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第8号 木城町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第13 議案第9号 木城町議会委員会条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第10号 木城町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第11号 木城町こども家庭センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第12号 木城町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第13号 木城町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第14号 令和8年度木城町一般会計予算
- 日程第19 議案第15号 令和8年度木城町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第20 議案第16号 令和8年度木城町介護保険特別会計予算
- 日程第21 議案第17号 令和8年度木城町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第22 議案第18号 令和8年度木城町簡易水道事業会計予算
- 日程第23 議案第19号 令和8年度木城町下水道事業会計予算
- 日程第24 議案第20号 副町長の選任について
- 日程第25 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第26 予算審査特別委員会の設置及び委員の選任
- 日程第27 委員会付託の省略
- 日程第28 議案に対する質疑
- 日程第29 各常任委員会・特別委員会議案審査付託
- 日程第30 散会

出席議員（9名）

- | | |
|-----------|------------|
| 1番 矢野 哲也君 | 2番 荒川 浩君 |
| 3番 久保富士子君 | 5番 桑原 勝広君 |
| 6番 中武 良雄君 | 7番 後藤 和実君 |
| 9番 甲斐 政治君 | 10番 中竹 義一君 |
| 11番 眞鍋 博君 | |
-

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 黒木 宏樹君 議事調査係長 廣瀬 孝一君
書記 日高 真衣君

説明のため出席した者の職氏名

町長	半渡 英俊君	副町長	萩原 一也君
教育長	恵利 修二君	総務財政課長	小野 浩司君
会計管理者	長友 三保君	地域政策課長	壺岐 和寿君
環境整備課長	長友 渉君	教育課長	谷岡 潔君
税務課長	平野 大輔君	福祉保健課長	西田 誠司君
町民課長	濱砂 光章君	産業振興課長	藤井 学君
代表監査委員	桑原 正憲君		

午前9時00分開会

○事務局長（黒木 宏樹君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。携帯電話等をお持ちの方はマナーモードにされるか電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度ご確認ください。

それでは、皆様ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（眞鍋 博） おはようございます。定刻になりました。

ただいまの出席議員は9名です。

ただいまから、令和8年第1回木城町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

令和8年第1回木城町議会定例会の会期日程予定表及び本日の議事日程については、3月2日に開催いたしました議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（眞鍋 博） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番、甲斐政治議員、10番、中竹義

一議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（眞鍋 博） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月17日までの12日間にいたしたいと思
います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月17日ま
での12日間に決定いたしました。

日程第3. 諸報告

○議長（眞鍋 博） 日程第3、諸報告を行います。

これより、議長の諸般の報告について、議長の会務報告、例月現金出納検査結果の報告、定期
監査結果の報告、議員派遣の報告を行います。

議長の会務報告、例月現金出納検査結果の報告、定期監査結果の報告、議員派遣の報告につい
ては、別紙がお手元に配付してありますので、これにより報告に代えます。これで議長の諸般の
報告を終わります。

次に、町長の行政報告を行います。町長の政務報告について、町長の報告を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） 政務報告の前に、お見舞いを申し上げたいと思います。

今年に入りまして雨が少なく乾燥している中で、長野県上田市、茨城県常陸太田市、山梨県上
野原市、栃木県鹿沼市などで相次いで大規模な林野火災が発生をいたしました。林野火災により
被災されました皆様にお見舞いを申し上げますとともに、1日も早い復旧と平穏な生活の回復を
心よりお祈り申し上げます。

木城町内におきましては、令和7年中に4件の火災が発生しましたが、今年1月以降5件とい
うその他火災が発生をしております。幸いに、人的被害等なく一安心したところであります。

さて、本日令和8年第1回木城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には諸事
ご多用の中にご出席をいただき、ご審議賜りますことに厚くお礼を申し上げます。日頃から議員
の皆様には、町政運営並びに小さくてもキラリと光るまちづくりにご理解、ご協力、ご指導をい
ただいておりますことに、心から感謝を申し上げます。

本定例会におきましては、専決予算1件、補正予算6件、条例6件、当初予算6件、人事案
1件、諮問1件、合わせまして21件の付議事件のご審議をお願い申し上げます。

付議事件の内容につきましては、提案理由のところでご説明させていただきたいと存じます。

ご審議くださいまして、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

まず、政務報告の前に8点報告をさせていただきます。

1点目ではありますが、令和7年は、明治23年第1回衆議院議員総選挙が執行され、国民が初めて国政に参加するようになってから135年、大正14年満25歳以上の男子による普通選挙が確立されてから100年、そして昭和20年女性が選挙権を得るようになってから80年という我が国の選挙史に残る記念すべき節目の年でありました。

そこで、国民参政135周年、普通選挙100周年、婦人参政80周年記念表彰として、本町から西澤久子さんと黒木和代さんが、総理大臣感謝状を受賞されました。

西澤さんは20年、黒木さんは17年という長きにわたって選挙の管理執行及び明るい選挙の推進に尽力されてきており、その功績に対して感謝状が贈られたものです。

2点目は、公益社団法人全国公民館連合会が主催いたしました第6回全国公民館インターネット活用コンクールで、木城町自治公民館連絡協議会が特別賞の栄に輝きました。インターネットは情報収集だけではなく、自分で発信したり、コミュニケーションを取るツールとして生活に根づきつつあります。

そこで、公民館における総合的なインターネット活用を通じて、運営に役立つ活動されている公民館が表彰されたものであります。金賞、銀賞、特別賞、奨励賞があり、町村で特別賞を受賞したのは木城町だけでありました。

3点目は、旧高鍋藩の地域で受け継がれてきました高鍋神楽が2026年1月23日に国の重要無形民俗文化財に指定されるよう、文化審議会から文部科学大臣に答申をされました。

このことを受けまして、今月でありますけれども24日に重要無形民俗文化財指定証書が交付されることになっております。ご案内のとおりは平安時代から屋外に特色あるヤマを整えて、六社連合大神事や里神楽などで舞われている神楽で、南九州の神楽の変遷を考える上で重要であると考えられています。

4点目は、一般財団法人地域総合整備財団、いわゆるふるさと財団であります。そのふるさと財団で取り組んでおります「中之又地区再生事業」についてであります。2月5日付で令和8年度地域再生マネージャー事業補助金700万円の交付決定通知がありました。

補助事業で取り組んでおります中之又地区の地域再生事業3年間の最終年度となります。採択に当たりアドバイザー会議での審査員コメントとして「中之又振興共生合同会社」が設立され、地区で稼ぐ拠点が構築されました。

今後は、担い手の確保が大きな課題であり、担い手の確保には仕事を作ることが重要となります。最終年度となる令和8年度に「人材の確保や収益事業の確立に向けて道筋がつけられることを期待します。」との意見コメントをいただいたところであります。

補助事業での地域再生事業の最終年度となりますが、今後の取組や継続しての活動が大事であると思っておりますので、先ほどの意見をもとに中之又地区再生事業を進めていくとともに、令和9年度以降の再生事業についても道筋をつけていきたいと考えております。

5点目は、宮崎県広報コンクール広報誌町村部門で木城町の広報コスモス3月号が入選の栄に輝きました。審査員コメントでは、読みやすい、親しみやすいレイアウトで、中之又神楽の特集では伝統・歴史・風土を、現代へ継承する興味深い特集内容であったとの講評をいただいたところであります。職員の思いがいっぱい詰まった木城町の魅力発信と、小さくてもキラリと光る取組活動のアピールに感謝と敬意を表したいと思っております。

6点目は、木城学園の明るい話題、誇りとなる話題であります。

初めにPTA新聞であります。第46回宮崎県小・中学校PTA新聞コンクール中学校の部で最優秀賞、第26回宮日PTA新聞コンクールで優秀賞を受賞しました。PTA活動や広報活動の熱心な取組が評価につながったものと考えております。

次に、文部科学省が先行的に実施をいたします「調整授業時数制度」いわゆる教育課程柔軟化サキドリ研究校に、木城学園が指定されることになりました。全国で中学課程は117校、うち宮崎県は2校で、そのうちの1校が木城学園であります。時間の再配分によってこれまで以上に学びの質が高まることが期待をされているところであります。

次にスポーツ面では、ソフトテニス部が12月26日から27日に熊本市で行われました第40回九州ジュニア選抜大会団体の部とペアの部に出場しております。またジュニアの部では3月29日から30日に千葉県で行われます第25回全国小学生ソフトテニス大会に出場予定となっております。学園生の頑張りにエールを送るとともに、選手の力や技能など引き出している指導者に敬意と感謝を申し上げたいと思っております。

7点目は、故長友和吉様が預託されました文化財問題の件であります。

このことにつきましては、定例会ごとに政務報告の中で報告をさせていただいております、12月議会定例会以降の経過等ではありますが、12月議会定例会で報告したことと同じであります。教育委員会が主体となりたかなべ法律事務所の高橋康郎弁護士が木城町の交渉代理人となっただいております。

当初、12名の相続人でありましたが、このうち1名の方がお亡くなりになり、その方の相続に2名を加えますと故長友和吉様の相続人としては13名となっております。

これまで13名の相続人に対して謝罪と賠償金をお示しした上で、個別に和解解決を図ってきておまして、現在9名の方々に謝罪をして賠償金を支払い和解契約を締結しております。残りの4名の相続人につきましては、和解の同意が取れておりません。今後も引き続き謝罪と賠償金をお示しした上で、和解交渉を継続して解決を図ってまいります。

8点目は、令和6年6月18日付で原告久保富士子氏より、議会設置者である町長、被告木城町長半渡英俊に対して損害賠償請求事件の訴状が宮崎地方裁判所に提出をされました。

内容は、町議会及び町議会議長がその権限を逸脱して違法な懲罰処分等をなしたことに対する精神的苦痛と、これに対する慰謝料総額176万円を請求するというものであります。

町といたしましては、訴訟代理人弁護士に近藤日出夫弁護士、近藤央国弁護士、松岡孝浩弁護士に依頼し、粛々と対応をしております。12月以降の経過等ではありますが、第10回口頭弁論が1月14日に双方の準備手続に対する準備書面・意見に対しての陳述、第11回口頭弁論が2月13日に本人尋問・証人尋問等の確認等がそれぞれウェブ方式で行われたところであり、次回は、第12回口頭弁論が4月15日に久保富士子氏に対する本人尋問、甲斐政治氏、眞鍋博氏に対する証人尋問が宮崎地方裁判所において行われる予定になっております。

それでは、昨年の12月議会定例会以降の政務について、主な事項のみお手元の政務報告により報告をさせていただきます。

1ページをご覧ください。

初めに、12月13日でございます。

中之又鎮守神社例大祭が開催され、中之又神楽が夜を徹して奉納されました。あいにくの小雨模様でありましたが、かつての山村留学生や現役の木城学園生が品のある舞いを奉納されました。国指定の神楽になったことで中之又地区住民に誇りと自治意識が芽生えつつあり、地域再生にかける意気込みが伝わってきたところでもあります。

次に、19日ではありますが、高鍋信用金庫創立100周年記念事業の一環として始められました、フードバンク活動による食料品が木城町社会福祉協議会に寄贈されました。日頃からの地域貢献活動や社会貢献活動、さらには広く地域活性化に取り組まれていることに敬意と感謝の意をお伝えいたしました。頂きました食料品は経済的な不安を抱える世帯に食材を届ける社会福祉協議会の事業であります「ガルドラ事業」に活用をしております。

また、12月25日から開設をいたしました地域食堂「だれでも食堂」においても利活用させていただいたところでもあります。

次に、23日には午後7時から役場駐車場において、消防団による年末年始特別警戒出発式を行いました。吉良団長のもと、昼夜分かたずの消防団活動に加え、1月9日まで夜警を行っていただきました。枕を高くして年末年始を迎えることができ、まさに町民の安心安全を担っていただいていることに多謝感謝であります。

次に24日でございます。

木城町デジタル宣言に基づいて、九州では初めてとなる木城町、NTT西日本宮崎支店、NTTテレコン九州支店の3者による水道スマートメーター検針システム実証実験の報告会がありま

した。検針から使用料通知、料金請求までの上水道関連業務をトータルでDX化することで、人員不足の解消と業務効率の向上を図り、運用コスト削減につながるとの報告がありました。さらには、高齢者の見守りやフレイル予防につながるサービス展開の可能性もあることから、導入に向けて前向きに検討をしてみたいと考えております。

今後、あらゆる分野においてDXの推進を図りながら、新しい技術を導入し住民サービス、教育分野の充実、行政運営の効率化を図ってまいります。

次に、1月1日でございます。

ひのえうま年の1月1日、日本一早いそして日本一誇らしい凛とした「二十歳のつどい」で木城町が始動をいたしました。新成人者の考案によりサブタイトルは「新しい自分への挑戦」ということで、大地を蹴って走り出す馬のように情熱や行動力で勢いのある一年になってほしいものであります。生まれ育った木城町で支えていただいた多くの人たちに感謝し、新成人の今後の歩みが情熱をもって走り抜ける年となるよう、みんなで応援できるような凛とした誇らしい式典だったと思っております。

次に、5日でございます。

眞鍋博議会議長、久保一美農業委員会会長にご臨席を賜り、令和8年木城町仕事始め式を執り行いました。職員には、これまでの努力が実を結び発展する年、前進するための勝負の年であり、新しい挑戦に光が差し、前へ進む力が感じられる年になると言われているひのえうま年にちなみ、インクルーシブタウン、ファンシューマーズタウン、地域再生、デジタル化、グリーン化など様々な取組に挑戦実行し、適疎なまちづくりと小さくてもキラリと光るまちづくりの種をまいていく覚悟を申し上げたところであります。

6日及び7日には、河野知事、日隈副知事、佐藤副知事、各部長、吉村教育長、外山議長、国交省宮崎河川国道事務所をはじめ、関係機関等を表敬訪問し、年始挨拶を行いました。

県と関係機関との連携による地域再生や有機農業の推進、教育及びまちづくりへの支援・助言をお願いしたところであります。

小さい町からの「小さくてもキラリと光るチャレンジ」を行っていく覚悟の思いを強くいたしましたところであります。

2ページをお開きください。

次に、7日でございます。

県内のトップを切って児湯地域家畜市場の初子牛セリ市が江藤拓代議員、河野知事、栗原JAみやざき代表理事組合長をお迎えして開催されました。608頭の上場があり去勢の平均売却価格は84万1,450円、雌は72万3,566円でありました。平均価格は、前回の12月期セリ市と比較しますと平均価格は78万3,892円で、2万3,321円の減でありました。

木城町の成績であります。63頭の上場に対しまして、去勢の平均売却価格は83万7,263円、雌は68万7,133円でありました。平均価格は前回の12月期セリ市と比較しますと平均価格で79万2,022円で、4万547円の減でありました。

次に、10日でございます。

日頃から町民の安心安全をお守りいただいている消防団の年始恒例の木城町消防始式を河川敷で行いました。点検においては、各部ともよく訓練されており大変心強く感じました。なお当日は、江藤代議士が見えられ、団員に感謝とねぎらい並びに激励の言葉をいただいたところであります。

次に、11日でございますが、日本ティラノサウルス競技連盟公式レースであります第3回ティラノサウルスレースin木城が湯ららで開催されました。遠くは北海道斜里町の知床から、また千葉県、京都府からなど78名の参加があり、トリッキーな動きに歓声が高まるユニークな大会となりました。なお公認レースは宮崎県では、湯らら大会のみとなっております。町内からの参加者やギャラリーが増えてほしいと感じたところであります。

次に、12日でございますが、第16回宮崎県市町村対抗駅伝競走大会が、ひなた県総合運動公園内周回コースの12区間、33.46キロメートルで行われました。木城町は17町村の部で13位という成績でありました。今回も町民に力と誇りをいただき世代間をつなぐリレーで、小さい町からのキラリと光る走りっぷりだったと思っております。

次に、16日から18日まで師走祭りが催行されました。私は千三百有余年の時を超えて歴史と伝統を絶やすことなく守り紡いでこられました、偉大な先人の情熱と苦勞に思いをはせながら、比木神社での出立から神門神社本陣到着までの上りまじに参加いたしました。

なお、夕刻からは駐福岡大韓民国総領事館のジャン・チャンウオン副総領事、田中秀俊美郷町長、那須富重議長様と歓迎交流会に参加をいたしました。

次に、18日ですが、54回目を迎えました木城町新春ジョギング大会が開催されました。年々参加者が増えており、今年も昨年より70名多い489名のエントリーがありました。遠くは福岡県若宮市から、長寿者は5キロの部に出場されました73歳の女性のアスリートでありました。

新春を飾るイベントとしての1月1日の成人式も木城町新春ジョギング大会も、かつての青年団、現在80歳前の世代が始めたものであります。先人の思いが詰まった木城らしい独特のユニークなイベントに誇りを持って、今後も引き続き開催をしてまいります。

次に、28日から30日まで上京いたしました。宮崎県町村会の役員による地元選出国議員並びに国土交通省及び総務省への年始表敬訪問と要望活動に対するお礼等を行ったところであります。併せまして、私は29日には、ふるさと財団の援助の下で中之又地区の再生事業に取り組

んでおります地域再生マネージャー事業報告会が開催されましたので、担当課の地域再生推進室の松本室長と黒木係長の3人で出席をいたしました。

29日の午後には、「全国小さくても輝く自治体フォーラムの会」の副会長会が開催をされ、次期の会長についての協議を行ったところであります。現在の案では、会長に群馬県上野村の黒澤村長、副会長に不肖私が就任することで、5月に福島県矢祭町で開催されます総会で承認を受けることになりました。

3ページをお開きください。

2月3日でございます。株式会社神田木材代表取締役神田智信様と株式会社スマイラックス代表取締役押川智様と災害時における物資供給に関する協定書調印式を行いました。災害時に神田木材様からは、まきやスウェーデントーチなどの木材燃料の提供、スマイラックス様からはポータブルトイレや電動ベッド、車椅子などの福祉用具を提供していただきます。被災者の避難生活環境の改善や安心につながるものと思っております。

次に、4日ですが、オーガニックビレッジ全国首長の会の設立に向けての発起人会議をオンラインで行いました。有機農業に取り組みオーガニックビレッジを宣言しております154の市町村の自治体の首長が、有機農業推進の課題や方向性について情報共有や意見交換、政策提案及び要望活動などを行う組織を設立し、自治体間の連携体制と地域社会の活性化を目指すもので、その発起人会議を開いたところであります。

6月に京都市で開催予定の「第3回オーガニックライフスタイルEXPO West in 京都2026」の席上で設立総会を開催する運びとなっております。

次に、5日ですが、宮崎中部農業水利事業所の閉所式がありました。国営施設応急対策事業の実施地区であります大淀川左岸地区と木城町、川南町の川南原地区の事業完了に伴う閉所式であります。

川南原地区は木城町・川南町に広がる水田659ヘクタールが受益面積で、幹線用水路の老朽化に伴い、農業用水の安定供給に支障が出てきておりました。そこで、令和元年度から令和7年度までの7年間で、総工事費28億円をかけて施設機能の保全と耐震化の整備を行ったものであります。

次に、7日ではありますが、新田原基地F35B配備式典が行われました。最新鋭ステルス戦闘機を配備することで南西諸島方面などの島嶼防衛が強化されることになりました。今年度8月7日に5機、2月12日に3機配備されております。将来的には42機が配備され来年度以降、正式な飛行隊として第202飛行隊を新編する方針となっております。

次に、18日から19日まで上京し、全国山村振興連盟の理事会に出席をいたしました。会長人事につきましては、金子会長が総務大臣に就任されておりますので、それまで会長代行を務め

ていただいております。谷公一衆議院議員に就任していただくことで承認をいただいたところがあります。顧問には元会長の中谷元衆議院議員に就任していただくことになりました。併せまして農林水産省農村振興局の能見地域振興課長、林野庁森林整備部の松山整備課長補佐、総務省地域力創造グループ地域振興室の近藤室長、国土交通省国土政策局の石井地域振興課長から、それぞれ山村振興関係予算の概要等の説明と山村振興対策事業への取組について考え等が示されたところでもあります。

今後、木城町では農林水産省の山村活性化支援交付金による官民連携しての地域資源を活用した特産品づくり、販売等による所得・雇用の増大を図る取組を考えております。

なお、江藤拓議員を表敬訪問し、木城町の農林業活性化へのチャレンジを理解していただきました。事務所では渡邊農林水産事務次官、宮浦大臣官房長、望月大臣官房文書課長、三野輸出促進審議官とも意見交換をさせていただき、山村地域における農林業振興についての支援をお願いしたところでもあります。

次に、20日であります。

宮崎県市町村総合事務組合議会定例会、宮崎県国土調査推進協議会定期総会、宮崎県町村会定期総会が行われ、令和8年度の事業計画及び一般会計予算等を可決いたしました。なお、宮崎県国土調査推進協議会につきましては、3月31日をもって解散することとなり、4月以降は宮崎県が運営をしていくことになりました。

次に、21日でございます。

国スポの機運醸成と大会の成功に向けてスポーツで繋がろう「新富&木城国スポ祭り」を新富町体育館で行いました。木城町からはスポーツクライミングとエアロビック、新富町からはユニカールとサッカーの体験をしていただいたところでもあります。木城町からの一般の参加者が見受けられなかったことは大変残念でありました。国スポ開催まで569日、障スポ開催まで596日となっておりますので、事務局には今後さらなる機運醸成と町民参加の手だてに尽力をお願いしたいと思います。

次に、22日です。

城山公園で有機農産物やこだわり加工食品のマルシェ及び音楽やダンスなど盛りだくさんのイベント、「ファンシューマーズ・マルシェ2026春」を城山公園で開催いたしました。イベントを重ねるごとに参加者や出店者が増えており、着実に有機農業に対するファンや興味を示す方が増えてきていることを実感いたしております。

そして生産者、消費者、関係団体、行政が有機農業に対する思いと理解、情報共有ができた意義あるフェスタだったと思っております。今回も担当者の企画・演出・運営に素晴らしいものがあり、職員力の高さに感服いたしました。

4 ページをお開きください。

次に、27日です。新田原基地荻原副司令、宮崎地方協力本部重森副本部長をお迎えして、4月から陸上自衛隊に入隊される1名の自衛隊入隊者激励会を行いました。国家を守る公務員、国防という崇高な任務を担う自衛官として活躍されるよう、激励とお祝いを申し上げます。

次に、3月2日でございます。

地域おこし協力隊員として福岡県福岡市出身の佐田喬様に委嘱状交付を行いました。委嘱期間は3年間で、移住定住コンシェルジュという総合的なお世話係として、地域政策課のほうで仕事をさせていただきます。

次に、3日です。

令和4年度から木城学園後期課程の生徒を対象にした木城町海外派遣事業を実施しております。そして令和6年8月2日には台北市立建成國民中學と姉妹校締結を行い、交流と体験学習を通じて両校の教育力の向上と、日本と台湾の歴史、文化の相互理解を深めてきております。

建成國民中學から29名の生徒と4名の引率者が木城学園を訪れ交流を深めたところであります。子供たちの視野を広げる貴重な体験となることを期待するとともに、将来的に国際交流、国際協力に貢献できるような考え方を持っていただきたいと思います。

以上で、政務報告を終わらせていただきます。

○議長（眞鍋 博） 町長の行政報告が終わりました。

これで諸報告を終わります。

日程第4. 町長の施政方針説明

○議長（眞鍋 博） 日程第4、町長の施政方針説明を行います。

これより、町長の施政方針説明を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） それでは、令和8年度施政方針を申し上げます。

令和8年第1回木城町議会定例会にあたり、令和8年度の町政運営に関する施政方針を申し上げ、議員各位をはじめ町民の皆様のご理解を賜りたいと存じます。

さて、私は平成27年4月の町長就任以来、諸先輩方が築かれてきましたまちづくりを引継ぎ、町民や議員の皆様の声に耳を傾け、「小さくてもキラリと光るまちづくり」にチャレンジしてまいりました。町議会の皆様をはじめ、町民の皆様にご多大なるご理解とご協力を賜り心からお礼を申し上げます。

おかげをもちまして地域再生、安心・安全なまちづくり、子育て支援、地域担当職員制度、文化財問題、地域包括ケアシステムの構築、乗り合いタクシーの運行、義務教育学校校舎建設事業、有機農業の推進、新型コロナウイルス感染症対策など多くの課題に対して挑戦し、様々な分野で

次につながる成果が生まれてきております。

町長就任3期目の4年目を迎えます。これまでの一つ一つの取組、その積み重ねや継続を具体的な成果として結実させ、人が元気、地域が元気、住んでよかったと実感できる町を目指し、初心を忘れず日々新、全力投球で木城町のまちづくりに取り組んでまいります。

そして第六次木城町総合計画基本構想で示されました木城町の目指すべき将来像「I n c l u s i v e T o w n K i j o」、「それぞれの幸せの価値観を認め合い、活かし合うことで心豊かな暮らしと未来への希望あふれる町」の実現と、私の選挙公約、町民はじめ議員の皆様から寄せられましたご意見をもとに、本町の財政事情に配慮しながら自らの地域は自らが決めるという決意を持って、施策や事業を熟慮断行、一つ一つ着実に取り組んでまいります。

次に、施政方針を申し上げます。

経済の先行きにつきましては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されております。ただし、今後の物価動向や米国の通商政策を巡る動向などの景気を下押しするリスクに留意する必要がある、また金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要があります。

国の令和8年度当初予算におきましては、令和7年度補正予算での対応に続き、切れ目なく強い経済を実現する予算として、複数年度にわたる取組を進めつつ、歳出構造の平時化に向けた取組を推進しており、経済・物価動向等の反映、重要施策の充実など強い経済への実現と財政への持続可能性を両立させる予算案が閣議決定されています。

地方におきましては、地方創生2.0やDX・GXの推進、防災・減災対策の取組の強化、老朽インフラの適切な管理、地域医療提供体制の確保、物価高を踏まえた公共事業や施設管理、サービス等における価格転嫁の推進など活力ある持続可能な地域社会の実現等に取り組むことができるよう、重要課題への対応に向け安定的な行財政基盤の確保が求められています。

令和8年度予算では、このような行政課題や地域課題、そして地域の活性化に資する施策等を引き続き実施してまいります。具体的には、次の4つの施策を重点施策として推進することで地域再生と「小さくてもキラリと光るまちづくり」に取り組んでまいります。

1つ目は、安心して暮らせる町であります。気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や、切迫する南海トラフ地震などの大規模地震から住民の生命・財産・暮らしを守り、社会の重要な機能を維持するため、防災・減災・老朽化対策の取組を推進してまいります。

具体的には、インクルーシブ防災事業による避難行動要支援者の個別避難計画及び災害時ケアプランの作成を引き続き進めるとともに、水槽付消防ポンプ自動車の更新による消防防災力の充実強化、小規模河川の洪水浸水想定区域図等を反映した防災マップの作成。地域防災マネージャーの活用促進による専門人材の確保を進め、避難所環境の改善に向けた資機材等の備蓄を進め

てまいります。

また、ライフラインの強靱化のため橋梁の定期点検及び補修工事、水道基幹管路基本計画に基づくインフラ老朽化・耐震化対策など、ハード・ソフト面一体となった危機管理体制等の強化に取り組めます。

2つ目は、新たな元気を創出する町であります。

急速な少子高齢化の進展、人口減少、産業構造の変化など社会経済情勢が大きく変化していく中、地域の活力の向上及び持続的発展のため、地域における創意工夫を活かしつつ潤いのある豊かな生活環境を創造し、地域住民の誇りと愛着を持つことができる住みよい地域社会の実現を推進してまいります。

令和5年度より中之又地区において一般財団法人地域総合整備財団の地域再生マネージャー事業を活用した取組を進めており、令和8年度は外部専門家による支援を継続しつつ、地域で稼ぐ体制づくりや関係人口の拡大に向けた取組を進めてまいります。また、中之又地区の交流拠点や特産品開発施設として、県補助金を活用し中之又笑楽校の改修工事を行います。中之又地区で活躍する人材の育成を行い、中之又地区の魅力を高め、中之又地区の関係人口を増やす環境整備を進めてまいります。

次に、町のイメージ戦略として観光振興・交流事業のブランド化、イメージの明確化や効果的なプロモーションの実施、各観光・文化施設の連携や利活用方針を構築するため国庫補助金を活用した遊びと学びを包摂した魅力探求プロジェクト事業に取り組めます。ブランドイメージの向上、交流人口の増加等による魅力的なまちづくりを進めてまいります。

農業におきましては、高齢化に伴う農業従事者の減少が見込まれる中、新たな担い手を確保・育成するため、新規就農者に対する就農初期の負担軽減につながる支援を引き続き進めるとともに、生産基盤の強化等を推進するため、スマート技術を活用した農業機械等の購入費の一部を助成する「農作業軽減サポート事業」、有害鳥獣対策など生産性の向上、持続可能な農業の実現に向けた取組を引き続き進めてまいります。

また、農業の持続的な発展及び環境と調和の取れた農業生産の確保並びに環境の負荷低減を図るため、有機農業の推進に積極的に取り組み、オーガニックタウンとしての地域ブランドの向上を目指してまいります。

3つ目は、未来を託す子供たちが輝く町であります。

子供を産み育てたいという希望が叶う社会、子供たちが健やかに育まれる社会の実現を目指し、子ども・子育て政策については、国の取組と基調を合わせ、社会全体で子ども・子育て世帯を支える取組を推進してまいります。

具体的には、本町独自の少子化対策として0歳から18歳までの医療費の無償化、学校給食の

無償化、そして令和7年度より保育料の完全無償化による経済的支援を実施しています。

また、病児病後児保育の実施、多世代交流・子育て支援施設、「子ども交流センター」の令和8年4月開設など、子供を産み育てやすい環境整備を一層進めてまいります。

国際社会や地域社会で活躍する青少年の育成を目指して、義務教育学校海外派遣事業、木城っ子冒険プロジェクト事業を実施しております。相互理解と友好を深め、自地域では体験できない自然・文化・産業の体験や学習の機会を得ることで、人間性・社会性の育成等につながり、自地域の魅力の再発見・再認識など地域力向上などの効果が期待されているところであります。

4つ目は、生きがいと健康寿命を高める町であります。

国においては、高齢者が介護が必要になっても住み慣れた地域や住まいで尊厳ある自立した生活を送ることができるよう、質の高い保健医療、福祉サービスの確保、将来にわたって安定した介護保険制度の確立など、高齢者が尊厳を保ちながら暮らし続けることができる社会の実現を目指しております。

本町におきましては、地域医療体制の安定確保のため診療所等の開業促進及び継承支援事業を引き続き実施するとともに、介護サービスの提供体制確保のため、人口減少による介護従事者不足が見込まれる中、処遇の改善や業務負担軽減、職場環境改善が図られるよう介護職員等の人材確保、育成推進事業を推進してまいります。

次に、高齢者の日常生活・地域社会への参加は、生きがいを感じる活動を促進する原動力の一つとなります。令和8年度においては聴力機能の低下によりコミュニケーションが取りにくい高齢者に対し補聴器の購入費の一部を助成いたします。また高齢者等の外出支援としてシニアカーの購入費の一部助成をいたします。高齢者の社会参加を促し、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう日常生活の支援を行います。

ただいま申しあげました購入費助成等につきましては、今議会に当初予算で掲示をしておりますので、何とぞ可決の方向で審議をお願いしたいと思います。

また、健康寿命を延伸し、生涯活躍社会を実現するため、がん検診等の受診率の向上や予防、重症化予防、健康づくりに関する取組を進めてまいります。令和8年度は介護予防教室等の効果測定ツールを導入いたします。測定結果の見える化、適切なサービスの誘導など運動機能の維持改善により、元気な高齢者の増加と要介護認定率の低下に向けた介護予防の取組を進めてまいります。

これら第六次木城町総合計画第3期木城町まち・ひと・しごと創生総合戦略等に基づいた重要な政策課題への対応に必要な予算編成を行い、併せて将来を通し健全な財政運営を行うため自主財源であります町税の確保、国県支出金、基金繰入れやふるさと納税の推進など、適切な財源確保と、歳出全般にわたる精査など、財政健全化の取組を進めたところであります。

以上、述べました施政方針をもとに編成いたしました新年度予算は一般会計51億2,600万円、特別会計21億6,116万円であります。これらの予算の執行に当たりましては、より一層の住民福祉の向上とさらなる木城町の発展に向け、町民の皆様から寄せられました信頼と期待に応えるべく誠心誠意努力してまいり所存であります。

町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げ、令和8年度の施政方針といたします。

令和8年3月6日、木城町長半渡英俊。

よろしく願いいたします。

○議長（眞鍋 博） これで町長の施政方針説明を終わります。

ここで10分間休憩をいたします。

午前9時47分休憩

午前9時56分再開

○議長（眞鍋 博） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5. 議案第1号

日程第6. 議案第2号

日程第7. 議案第3号

日程第8. 議案第4号

日程第9. 議案第5号

日程第10. 議案第6号

日程第11. 議案第7号

日程第12. 議案第8号

日程第13. 議案第9号

日程第14. 議案第10号

日程第15. 議案第11号

日程第16. 議案第12号

日程第17. 議案第13号

日程第18. 議案第14号

日程第19. 議案第15号

日程第20. 議案第16号

日程第21. 議案第17号

日程第 2 2. 議案第 1 8 号

日程第 2 3. 議案第 1 9 号

日程第 2 4. 議案第 2 0 号

日程第 2 5. 諮問第 1 号

○議長（眞鍋 博） 次に、議案上程を行います。

提出されました、日程第 5、議案第 1 号から日程第 2 5、諮問第 1 号に至る議案については、朗読は省略し、町長から一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） 提案理由を申し上げます。

ただいま上程をいただきました、議案第 1 号から議案第 2 0 号に至る 2 0 議案及び諮問第 1 号につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第 1 号。議案第 1 号は、専決処分の承認を求めるについてであります。

専決処分の承認を求めるのは、令和 7 年度木城町一般会計補正予算（第 9 号）であります。議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、令和 8 年 1 月 2 3 日に専決処分をしましたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

補正予算（第 9 号）は、令和 8 年 2 月 8 日執行の第 5 1 回衆議院議員総選挙及び第 2 7 回最高裁判所裁判官国民審査を実施するため、予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 5 7 万 4, 0 0 0 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 6 7 億 1, 5 4 5 万 3, 0 0 0 円にするものであります。

歳入は、県支出金増額 5 5 7 万 4, 0 0 0 円であります。

歳出は、総務費増額 5 5 7 万 4, 0 0 0 円であります。

次に、議案第 2 号。議案第 2 号は、令和 7 年度木城町一般会計補正予算（第 1 0 号）であります。

補正予算（第 1 0 号）は、国の社会保障・税番号制度システム整備費補助事業として戸籍附票システム旧氏改修業務委託の実施及び東児湯消防組合負担金の増額並びにインフルエンザ流行に伴う子ども医療助成費の増額、また、令和 7 年度予算の執行状況における予算の調整等を実施するため、予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 9, 4 9 6 万円を減額し、予算の総額をそれぞれ 6 5 億 2, 0 4 9 万 3, 0 0 0 円にするものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金減額 1 億 2, 5 7 7 万 3, 0 0 0 円、町債減額 9, 0 7 0 万円、県支出金減額 7, 6 7 0 万 9, 0 0 0 円、繰入金減額 2, 2 6 0 万円、地方交付税増額 1 億 3 7 2 万 6, 0 0 0 円等であります。

歳出の主なものは、民生費減額 7, 7 9 8 万 6, 0 0 0 円、予備費減額 7, 3 0 8 万 6, 0 0 0 円、農林水産業費減額 4, 9 1 3 万 6, 0 0 0 円、土木費減額 6, 1 5 2 万 5, 0 0 0 円、総務費増額

9,793万4,000円等であります。

次に、議案第3号。議案第3号は、令和7年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）であります。

補正予算（第5号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ2,560万円を追加し、予算の総額をそれぞれ7億4,824万1,000円にするものであります。

歳入は、繰入金増額2,540万円、県支出金増額20万円であります。

歳出は、予備費増額2,540万円、保険給付費増額20万円であります。

次に、議案第4号。議案第4号は、令和7年度木城町介護保険特別会計補正予算（第5号）であります。

補正予算（第5号）は、保険事業勘定の予算の総額から歳入歳出それぞれ1,500万4,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ8億1万4,000円にするものであります。

保険事業勘定の歳入は、支払基金交付金減額4,773万8,000円、国庫支出金増額2,216万2,000円、県支出金増額620万1,000円、繰入金増額437万1,000円であります。

保険事業勘定の歳出は、予備費減額1,275万4,000円、保険給付費減額1,100万円、総務費減額129万円、基金積立金増額1,000万円、諸支出金増額4万円あります。

また、サービス事業勘定は、予算の総額から歳入歳出それぞれ337万5,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ1,246万5,000円にするものであります。

サービス事業勘定の歳入は、繰入金減額237万5,000円、サービス収入減額100万円あります。

サービス事業勘定の歳出は、サービス事業費減額337万5,000円あります。

議案第5号。議案第5号は、令和7年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）であります。

補正予算（第4号）は、予算の総額から歳入歳出それぞれ408万4,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ9,585万5,000円にするものであります。

歳入は、繰入金減額392万3,000円、後期高齢者医療保険料減額16万1,000円あります。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金減額408万3,000円、予備費減額1,000円あります。

次に、議案第6号。議案第6号は、令和7年度木城町簡易水道事業会計補正予算（第4号）であります。

補正予算（第4号）における収益的収入及び支出の収入は、営業収益減額200万円、営業外

収益増額5万2,000円とし、収入の総額を1億2,960万7,000円、支出は、減価償却費などの営業費用減額889万7,000円、消費税及び地方消費税などの営業外費用増額280万円とし、支出の総額を1億6,132万5,000円とするものであります。

資本的支出につきましては、予備費減額200万円とし、支出の総額を6,679万9,000円にするものであります。

次に、議案第7号。議案第7号は、令和7年度木城町下水道事業会計補正予算（第4号）であります。

補正予算（第4号）における収益的収入及び支出の収入は、営業外収益増額5万円とし、収入の総額を2億1,690万7,000円、支出は営業費用減額260万8,000円、消費税及び地方消費税などの営業外費用増額138万1,000円、予備費減額158万1,000円とし、支出の総額を1億9,244万2,000円とするものであります。

資本的収入及び支出の収入は、工事負担金減額11万円、企業債減額70万円とし、収入の総額を1,409万円、支出は污水管渠建設費などの建設改良費減額310万円、予備費減額141万7,000円とし、支出の総額を1億3,100万4,000円とするものであります。

次に、議案第8号。議案第8号は、木城町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

子ども・子育て支援法第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関し、給付事業としての事務手続等の必要な事項を定めるために、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第9号。議案第9号は、木城町議会委員会条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

令和8年4月1日、役場組織の機構改革により、現在の福祉保健課を福祉共生課と健康保険課に、環境整備課を建設水道課に変更することに伴い、それぞれの課名が規定されている条文について改めるものであります。

なお、今回改正する条例は、木城町議会委員会条例、木城町育英資金貸付条例、木城町奨学金貸付基金条例、木城町子ども・子育て会議設置条例及び木城町上下水道事業料金等審議会条例になります。

次に、議案第10号。議案第10号は、木城町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

新型コロナウイルス発生の令和2年以降、町内における出生数の減少が見られ、令和8年度以降、木城学園の新1年生が35人以下の1学級となることから、町独自に教職員を任用し、これまでの2学級体制を継続するため、教育委員会部局を3名増員し、職員定数合計を113名にす

るものであります。

次に、議案第11号。議案第11号は、木城町こども家庭センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

役場組織の機構改革に伴い、木城町こども家庭センターの設置並びに管理に関しましても、設置場所を福祉共生課地域包括連携室と、健康保険課保健センターへの2拠点体制とするものであります。

次に、議案第12号。議案第12号は、木城町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本町の給水装置工事は、木城町長が指定した給水装置工事事業者が行うよう規定しておりますが、災害、その他非常の場合においては、他の市町村において指定された給水装置工事事業者が給水工事を行うことができるよう、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第13号。議案第13号は、木城町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本町の下水道排水設備等工事は、木城町長が指定した工事店が行うよう規定していますが、災害、その他非常の場合においては、他の市町村において指定された工事店が排水設備の工事を行うことができるよう、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第14号。議案第14号は、令和8年度木城町一般会計予算であります。

令和8年度予算は、前年度予算54億5,300万円に対し、6%減の歳入それぞれ51億2,600万円で予算編成をいたしました。

歳入の性質別財源の割合では、自主財源が31億9,669万円で、予算総額の62.4%を占め、依存財源は19億2,931万円で37.6%となっています。

自主財源は町税、寄附金、繰入金、使用料及び手数料、分担金及び負担金等が主なものであります。依存財源は、国県支出金、地方交付税、町債、地方消費税交付金、地方譲与税等が主なものであります。

歳出の性質別割合では、義務的経費37.9%、一般行政経費54.5%、投資的経費7.6%となっています。

費目ごとの歳入歳出予算の概要につきましては、別添資料のとおりであります。

次に、議案第15号。議案第15号は、令和8年度木城町国民健康保険事業特別会計予算であります。

令和8年度予算は、歳入歳出それぞれ6億9,500万円を年間予算として編成し、前年度予算7億2,000万円と比較し、3.5%の減となりました。

歳入の主なものは、県支出金4億8,748万9,000円、国民健康保険税1億1,406万

1,000円、繰入金7,493万1,000円等であります。

歳出の主なものは、保険給付費4億7,021万6,000円、国民健康保険事業費納付金1億5,228万円、総務費3,302万9,000円等であります。

次に、議案第16号。議案第16号は、令和8年度木城町介護保険特別会計予算であります。

令和8年度予算は、保険事業勘定を歳入歳出それぞれ7億4,500万円として編成し、前年度予算7億5,400万円に比較し、1.2%の減となりました。

サービス事業勘定は、歳入歳出それぞれ1,900万円として編成し、前年度予算1,500万円に比較し、26.7%の増となりました。

保険事業勘定の歳入の主なものは、支払基金交付金2億152万円、国庫支出金1億7,590万9,000円、繰入金1億4,242万円、保険料1億3,089万2,000円等であります。

歳出の主なものは、保険給付費6億4,132万9,000円、地域支援事業費4,975万1,000円、総務費4,448万3,000円等であります。

サービス事業勘定の歳入の主なものは、繰入金1,447万8,000円、サービス収入450万7,000円等であります。

歳出の主なものは、サービス事業費1,357万8,000円、総務管理費451万円等あります。

次に、議案第17号。議案第17号は、令和8年度木城町後期高齢者医療特別会計予算であります。

令和8年度予算は、歳入歳出それぞれ9,900万円を年間予算として編成し、前年度予算9,500万円に比較し、4.2%の増となりました。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料6,332万6,000円、繰入金3,505万2,000円等であります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金9,320万5,000円、総務費517万5,000円等であります。

次に、議案第18号。議案第18号は、令和8年度木城町簡易水道事業会計予算であります。

令和8年度予算における収益的収入及び支出の収入は、料金収入及び一般会計繰入金など1億4,093万7,000円、支出は浄水費及び水道施設修繕など1億4,843万3,000円であります。

資本的収入及び支出の収入は、企業債及び他会計補助金6,277万5,000円、支出は、高城橋配水管布設替え及び企業債償還など1億841万1,000円であります。

次に、議案第19号。議案第19号は、令和8年度木城町下水道事業会計予算であります。

令和8年度予算における収益的収入及び支出の収入は、料金収入及び一般会計繰入金など2億

1,909万9,000円、支出は、汚水処理施設維持管理及び企業債利子など1億8,657万円であります。

資本的収入及び支出の収入は、国庫補助金及び企業債など3,860万円、支出は浄化センター塩素消毒設備更新工事及び企業債償還など1億5,974万5,000円であります。

次に、議案第20号。議案第20号は、副町長の選任についてであります。

令和8年3月31日で任期満了となります副町長に萩原一也氏を任命したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

最後に、諮問第1号。諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、これが侵犯された場合は、その救済のため速やかに適切な処置を取るとともに、常に自由人権思想の普及、高揚に努めることを使命といたしております。

現委員の金永俊一氏が令和8年6月30日をもって任期満了となりますので、その後任として河野光男氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

なお、委員の任期は3年間となっております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りまして、可決、同意、適任をしていただきますようお願い申し上げます。

○議長（眞鍋 博） 町長の提案理由説明が終わりました。

日程第26．予算審査特別委員会の設置及び委員の選任

○議長（眞鍋 博） 日程第26、予算審査特別委員会の設置及び委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。議案第14号令和8年度木城町一般会計予算から、議案第19号令和8年度木城町下水道事業会計予算は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。よって、議案第14号から議案第19号は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっております。

委員には、矢野哲也議員、荒川浩議員、久保富士子議員、桑原勝広議員、中武良雄議員、後藤

和実議員、甲斐政治議員、中竹義一議員、そして眞鍋博を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。よって、予算審査特別委員会の委員は、先ほど会議に諮って指名しました9名を選任することに決定いたしました。

ここで、委員会条例第7条の規定により予算審査特別委員会を開催し、委員長、副委員長を互選していただきますので、暫時休憩といたします。

午前10時21分休憩

午前10時21分再開

○議長（眞鍋 博） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員会の委員長、副委員長が互選されましたので、その結果を報告いたします。予算審査特別委員会委員長に矢野哲也議員、副委員長に桑原勝広議員が互選されました。

日程第27. 委員会付託の省略

○議長（眞鍋 博） 日程第27、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第1号から議案第7号、議案第20号及び諮問第1号の議案については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第7号、議案第20号及び諮問第1号の議案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第28. 議案に対する質疑

○議長（眞鍋 博） 日程第28、議案に対する質疑を行います。

これより、提案されました議案第1号から議案第20号及び諮問第1号の議案の1議案ごとの質疑を行います。

まず、議案第1号から議案第7号、議案第20号及び諮問第1号の議案については、委員会の付託を省略することに決定いたしましたので、議案第1号から議案第7号の議案は日程を繰り上げ、質疑、討論、採決までとし、採決は起立によることといたします。

また、議案第20号及び諮問第1号の議案については、質疑を行い、討論、採決は最終日に行うことといたします。

次に、議案第8号から議案第19号に至る議案については総括質疑といたします。

まず、議案第1号専決処分の承認を求めるについて（令和7年度木城町一般会計補正予算 第9号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第1号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

これより、議案第1号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（眞鍋 博） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号令和7年度木城町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第2号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

これより、議案第2号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（眞鍋 博） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号令和7年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第3号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

これより、議案第3号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（眞鍋 博） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号令和7年度木城町介護保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第4号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

これより、議案第4号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（眞鍋 博） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号令和7年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第5号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

これより、議案第5号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（眞鍋 博） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号令和7年度木城町簡易水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第6号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

これより、議案第6号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（眞鍋 博） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号令和7年度木城町下水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第7号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

これより、議案第7号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（眞鍋 博） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号副町長の選任についてを議題といたします。議案第20号は人事案件となっております。ここで本案に関係する副町長、萩原一也君の退場を求めます。

〔副町長 萩原 一也君 退場〕

○議長（眞鍋 博） これより質疑を行います。議案第20号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。ここで副町長、萩原一也君の着席を求めます。

〔副町長 萩原 一也君 着席〕

○議長（眞鍋 博） 次に、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

これより質疑を行います。諮問第1号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第8号から議案第19号に至る議案に対する総括質疑を行います。

まず、議案第8号木城町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

議案第8号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第9号木城町議会委員会条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第9号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第10号木城町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第10号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第11号木城町こども家庭センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第11号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第12号木城町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第12号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第13号木城町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第13号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第14号令和8年度木城町一般会計予算を議題といたします。

議案第14号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第15号令和8年度木城町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

議案第15号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第16号令和8年度木城町介護保険特別会計予算を議題といたします。

議案第16号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第17号令和8年度木城町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

議案第17号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第18号令和8年度木城町簡易水道事業会計予算を議題といたします。

議案第18号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第19号令和8年度木城町下水道事業会計予算を議題といたします。

議案第19号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

日程第29. 各常任委員会・特別委員会議案審査付託

○議長（眞鍋 博） 日程第29、各常任委員会・特別委員会議案審査付託を議題といたします。

お諮りいたします。第1回木城町議会定例会に付議されました議案の審査については、お手元に各常任委員会及び特別委員会付託議案審査日程表が配付してあります。

このとおり、各々の案件を各常任委員会及び特別委員会に審査付託し、本会期中にその審査結

果を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。よって、議案第8号から議案第19号に至る議案については、各常任委員会及び特別委員会に審査付託することに決定いたしました。

日程第30. 散会

○議長（眞鍋 博） 日程第30、散会。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日7日から8日までは休会。9日月曜日は本会議、午前9時開議で一般質問となっております。

本日は、これで散会といたします。

議員の皆様は、控室のほうにお願いいたします。

○事務局長（黒木 宏樹君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午前10時35分散会
